

事 調 第 1 0 0 号  
令和2年(2020年)4月15日

各(総合)振興局  
産業振興部長 様  
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応に  
ついて

このことについて、農林水産省農村振興局整備部設計課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、各(総合)振興局発注工事(業務)においても引き続き国に準じ『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈』及び『検査、打合せ等の対応』について(令和2年3月4日付け事調第1320号)』及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について(令和2年3月24日付け事調第1480号)」により取り扱うものとし、併せて、密閉・密集・密接の「三つの密」を防ぐ等の感染拡大防止対策の適切な実施のため、工事等の契約締結の際には、別紙周知文書を受注者等に配布していただくようお願いします。

調整係  
設計積算係  
技術指導係